

PART 758
EXPORT CLEARANCE REQUIREMENTS
輸出通関手続要求事項

Sec.		Page
758.1	自動輸出システム（AES）への電子輸出情報（EEI）申告	1
758.2	自動輸出システム（AES）	3
758.3	取引当事者の責務	4
758.4	輸出許可証の使用	5
758.5	書類の整合性及び品目の荷揚げ	6
758.6	仕向地規制文（Destination Control Statement）及び議会に提出されるその他の情報	7
758.7	通関手続中の積荷に対する輸出執行部、産業安全保障局、税関事務所、及び郵便局長の権限	8
758.8	BIS、輸出執行部又は税関の指示による積荷の返送又は荷降ろし	10
758.9	その他の適用される法律及び規則	11

Part 758 (第758章) —輸出通関手続要求事項

§ 758.1 自動輸出システム (AES) への電子輸出情報 (EEI) 申告

(a) 自動輸出システム (AES) への電子輸出情報 (EEI) 申告

EEI は、国勢調査局の貿易統計の集計のため、及び産業安全保障局の輸出規制の目的のために用いられる。EEI は、取引当事者の氏名及び住所；(必要がある場合は)輸出される品目の輸出規制分類番号 (ECCN)、別表 B 番号又は米国の統一関税率表 (HTS) 番号、説明、数量及び価額のような基本的な情報；並びに輸出許可の典拠を集めている。EEI は、取引が記述された通り行われたことの米国政府への申告である。

(b) EEI の申告が AES で提出されることが必要とされる場合

EAR 対象品目の輸出が電子的に或いはその他の無形の形式で行なわれる場合を除いて、以下の状況において、EAR 対象品目について AES で EEI を米国政府に提出しなければならない (米国郵便による輸出を含む)：

- (1) EAR § 740 付則 1 のカントリーグループ E:1 又は E:2 に掲げる国を仕向地とする EAR 対象品目のすべての輸出 (価格の如何を問わない)；
- (2) 輸出許可申請書の提出が必要な EAR 対象のすべての輸出 (価額又は仕向地の如何を問わない)；
- (3) 9x515 又は“600 シリーズ”の ECCN の a 項から x 項に列挙又はその他の形態で規定されている 9x515 又は“600 シリーズ”の品目のすべての輸出 (価額又は数量を問わない) (カナダへの輸出を含む)；
- (4) 許可例外戦略的取引認可 (STA) に基づくすべての輸出；
- (5) EAR 対象の貨物及びマスマーケットソフトウェアのすべての輸出について、単一の別表 B 番号 (又は HTS) に分類される貨物又はマスマーケットソフトウェアの価額が 2,500 ドルを超える場合 (ただし、15 CFR part 30 の外国貿易規則 (FTR) によって除外される場合、及び本節の (c) 項で言及される場合を除く)；
- (6) カナダ経由で積み替えられて第 3 の仕向地に向かう EAR 対象品目のすべての輸出について、もし米国からその最終仕向地に直接出荷される場合、その輸出が EEI 若しくは輸出許可が必要な場合 (FTR の 15 CFR 30.36(b)(2) を参照のこと)；又は
- (7) 認証最終需要者 (VEU) の認可のもとに輸出されるすべての品目。
- (8) EAR § 748.5(d) から (f) で規定される取引の当事者が未証明者リスト (EAR § 744 付則 6) にリストされている場合における EAR の対象となる有形品目のすべての輸出。
- ~~(9) 規制理由として CC Column 1 及び 3 並びに RS Column 2 をリストしている ECCN に該当する品目であって、当該品目がインドへの輸出に向けられるもの (価格の如何を問わない)。~~

(c) 除外

EEI 申告提出要求事項から除外されるもののすべてのリストは、FTR の 15 CFR 30.35 から 30.40 で示されている。これらの FTR 除外の一部は、特定の EAR の許可例外と共通する要素を有している。FTR の除外は、EAR の許可例外より狭いと言ってもさしつかえない。以下に言及するものは、EAR の許可例外に関連する FTR の除外を示すために提示するものである：

- (1) 許可例外 手荷物 (BAG)、EAR § 740.14 で示される。FTR の 15 CFR 30.37(x) を参照のこと；
- (2) 許可例外 贈与品及び人道的寄贈品 (GFT)、EAR § 740.12 で示される。FTR の 15 CFR 30.37(h) を参照のこと；
- (3) 許可例外 航空機及び船舶 (AVS)、EAR § 740.15 で示される。FTR の 15 CFR 30.37(o)(5) を参照のこと；
- (4) 許可例外 政府及び国際組織 (GOV)、EAR § 740.11 で示される。FTR の 15 CFR 30.39 及び 30.40 を参照のこと；
- (5) 許可例外 制限を受ける技術及びソフトウェア (TSR)、EAR § 740.6 で示される。FTR の 15 CFR 30.37(f) を参照のこと；又は
- (6) 許可例外 一時的な輸入、輸出及び再輸出 (TMP) “職業用具”、EAR § 740.9(a)(1) で示される。FTR の

15 CFR 30.37(b) を参照のこと。

(d) EEI 申告要求事項から除外される輸出に対する輸出書類の表記

EEI 申告の除外が適用される場合、書類作成の責任者は、積荷書類（例えば、積荷申告書、積荷目録、船荷証券、（マスターの）航空貨物運送状）にすべての品目の輸出の典拠（許可例外又は NLR）を記入しなければならない（FTR の 15 CFR 30.35 を参照のこと）。この要求事項は国勢調査局の要求事項に一致させることを意図している、そのため EEI の除外の根拠と輸出許可の典拠に関する表記は、同じ場所及び方法で記入される（詳細な要求事項については FTR の 15 CFR 30.45(e) 及び(f) を参照のこと）。積荷書類は、運輸業者に積載する前に、当該品目に添付して、政府担当官による検査に利用できるようにしなければならない。

(e) AES への電子輸出情報（EEI）の申告

AES に EEI を申告する者は、申告の時点で米国内にいないなければならない。AES に EEI を送信する者は、FTR の 15 CFR 30.5 に従って、AES の認定加入者でなければならない。AES に EEI を送信する者は、輸出者（米国の主たる受益者）又は代理人であるかに関係なく、EEI の真実であること、正確であること及び完全であることについて責任がある（ただし、その者が、他の者より提供された情報に正当に信頼していることを、自身が立証できる限りにおいては除く）。

(f) EEI は 1 つの輸出管理文書である

EEI は、米国政府に対する申し立てである。EEI は、EAR § 772 で定義される 1 つの輸出管理文書である。そこで行われた虚偽の申し立ては、EAR § 764.2(g) の違反になる可能性がある。EEI が米国政府に提出される場合、EEI の申告者は、以下のことを表明する：

(1) EEI で記述された品目の輸出は：

BIS により発行された輸出許可証の条件及び制約のもとに承認されたものである；
許可例外の条件及び制約に従っている；
その出荷は輸出許可が不要であるとして“NLR”に基づき承認される；又は
EAR の対象ではない；

(2) EEI 申告における申し立ては、ルーティッド輸出取引における USPPPI [米国の主たる受益者] 及び USPPPI 識別ブロックについて可能性がある例外又は EAR § 740.7(c) (2) に従って BIS により書面により認可された名称変更を除いて、BIS が発行した輸出許可証の内容と一致している；及び

[ルーティッド輸出取引 (Routed export transactions)：外国の主たる受益者が、米国からの品目の輸出を容易にするため、米国の運送又はその他の代理店に委任して行う輸出取引]

(3) EEI 申告で示されるすべての情報は、真実であり、正確であり、かつ漏れなく記入されている。

(g) AES での EEI の申告に関する輸出管理情報

EEI 申告に関する各品目について、指定されたブロックに、輸出許可の典拠（輸出許可証の番号、許可例外の記号、又は、許可不要(NLR)の指示記号）、（必要な場合）輸出規制分類番号(ECCN)、及び品目の説明を示さなければならない。品目の説明は、規制品目表 (CCL) にある用語で記述しなければならない。それらの用語が国勢調査局の要求事項を満たすのに不十分である場合、FTR は、別表 B 番号（又は、米国の統一関税率表 (HTS) 番号）の検証ができるのに十分な追加の詳細説明を提供することを義務付けている。輸出許可コードについては、FTR の 15 CFR 30.6 Appendix B Part III を参照のこと。

(1) 輸出許可証のもとでの輸出

輸出許可証の典拠のもとに輸出する場合、AES への EEI 申告で、輸出許可に対応する輸出許可コード、輸出許可証の番号、ECCN、及び輸出許可証の品目説明と同じ品目説明を報告しなければならない。

(2) 許可例外のもとでの輸出

AES への必要とされるどの EEI 申告にも、ECCN 及び許可例外に対する正確な許可例外記号（例えば、

LVS、GBS、CIV) 及びあなたがそれに基づいて輸出しようとしている許可例外に対応する輸出許可コード／輸出許可例外コードを報告しなければならない。一時的に米国にある品目であって、§ 740.9(b)(3)における許可例外 TMP の条項に合致しているものについては、その ECCN を入力することから免除される。EAR § 740.1(d)についても参照してください。

(3) 輸出許可不要 (NLR) 輸出

EAR 対象品目であって、商務省規制品リスト (CCL) にリストされていないもの (即ち、品目が EAR99 に分類されるもの) に対して“NLR”の指示記号を使用する場合 (FTR 輸出許可コード“C33”)、及び輸出される品目が CCL にリストされているが、輸出許可要求事項の対象でない場合、AES への必要とされるどの EEI 申告にも、正確な輸出許可コード／輸出許可例外コードを報告しなければならない。それに加えて、NLR 条項のもとに輸出しようとしているすべての品目であって、反テロリズム (AT) 以外の規制理由又は反テロリズム (AT) に追加される規制理由を有するものについて、必要とされるどの EEI 申告にも、正確な ECCN を記入しなければならない。

(h) 委任状又はその他の書面による権限付与

“委任状”又はその他の書面による権限付与において、代理人に対して、主たる当事者に代わって特定の指定された行為又は特定の種類の行為を行う権限が与えられる。

(1) 代理人は次の状況において、委任状又はその他の書面による権限付与を得なければならない：

(i) ルーティッド輸出取引において外国の主たる受益者を代理する代理人は、代理人の権限を示す委任状又はその他の書面による権限付与を得なければならない；及び

(ii) 主たる受益者に代わって輸出許可を申請する代理人は、主たる受益者に代わって輸出許可を申請する代理人の権限を示す委任状又はその他の書面による権限付与を得なければならない。

(h) (1) 項の注釈：国勢調査局外国貿易規則は、委任状又はその他の書面による権限付与についての更なる要求事項を課している。FTR の 15 CFR 30.3(f) を参照のこと。

(2) この委任状又はその他の書面による権限付与についての要求事項は、取引関係者が彼らの責務を取り決め、理解することを確実なものとするを意図した法的な要求事項である。委任状又はその他の書面による権限付与がなければ、責任を課するための代理人関係の存在を確証するために、BIS が他のエビデンスを使用することができる。

(i) 電子輸出情報 (EEI) の申告

EEI は、国勢調査局外国貿易規則 (15 CFR Part 30) で規定する方法で、米国政府に申告しなければならない。

§ 758.2 自動輸出システム (AES)

国勢調査局の外国貿易規則 (FTR) (15 CFR part 30) は、自動輸出システム (AES) を用いて電子輸出情報 (EEI) を申告するための条項を含んでいる。AES を用いるために、あなたは認証と承認のため国勢調査局に直接申請しなければならない。EEI を送信するために、2つの電子申告オプション (出航前及び出航後) が適用できる。出航前の申告は、輸出する前にすべての情報が AES において報告されることを義務付けている (FTR の 15 CFR 30.4(a) 及び (b))。出航後の申告は、承認された企業 (国勢調査局、米国税関国境警備局及び BIS により承認された企業) のみに適用され、輸出を行う前においては、出航後 (輸出した日から暦日で 5 日後以内) に報告される情報一式と共に、いかなる情報も送信する必要はない (FTR の 15 CFR 30.4(c))。

(a) 国勢調査局のオプション 4 の申請手順

輸出者、又は輸出者に代わって申請する代理人は、FTR の 15 CFR 30.5(a) に従って、国勢調査局に同意書を提出することによって出航後の優遇策を適用できる。国勢調査局は、出航後の承認手順に関与する BIS 及びその他の機関に同意書を配布することになる。どの機関も、申請者がその受諾基準を満たさなかったと国勢調査局に通知することができ、そして、国勢調査局は拒絶した機関名を付した拒絶の書状を申請者に提示する。国勢調査局が、同意書を機関に照会した日から 30 日以内に、その機関から拒絶

の通知若しくは延長要求のいずれも受けない場合、申請者はその機関により承認されたものとみなされる。(FTRの15 CFR 30.5(c))。

(b) BISの出航後の評価基準

BISは、FTRの15 CFR 30.5(c)(1)で示される出航後申告の資格の拒絶根拠に加えて、本項で示される拒絶に関する追加的な根拠について考慮する。

- (1) 申請者が、国勢調査局若しくはその他の機関によって出航後申告の優遇策を承認されていない；
- (2) 輸出取引のいずれかの当事者が、BISの拒絶当事者、エンティティリスト、SDN [特別指定国民]、若しくは未証明者リストに記載されている；
- (3) 輸出が、カントリーグループE:1又はE:2国(EAR § 740 付則 1)を仕向地とする；
- (4) 輸出が許可例外戦略的取引認可(STA)に基づいて行われるか；輸出が認証最終需要者(VEU)のもとに行われるか；若しくは輸出が9x515又は“600 シリーズ”の品目である；又は
- (5) 輸出が、BISの輸出許可を必要とするか、反テロリズム以外の理由で規制されるECCNを持つ品目又は暗号品目を含んでいる。

(c) 相談窓口

- (1) AES全般に関する追加情報については、米国国勢調査局 外国貿易課((800) 549.0595 (内線1))に連絡してください。
- (2) EAR対象品目について、BISの出航後承認の手順についての情報については、以下に連絡すること：産業安全保障局 技術評価室 室長(電話：(202) 482-4933、ファクシミリ：(202) 482-5361)。

§ 758.3 取引当事者の責務

EARの対象となる取引に関与するすべての当事者は、EARを順守しなければならない。当事者は、取引がEARを順守している限り、望む通りに取引を組み立てること、及び必要と考える時に職務及び業務を委任することは自由である。しかし、輸送業者若しくはその他の代理人を通して行ったとしても、或いは権限を委任若しくは再委任を行ったとしても、それ自体では、EARを順守する責務を誰からも免除するものではない。

(a) 輸出取引

米国の主たる受益者は、特定のルーティッド輸出取引を除いて、輸出者である。輸出者は、輸出許可の典拠(輸出許可、許可例外又はNLR)を確定し、適切な輸出許可又はその他の認可を得なければならない。輸出者は、種々の業務を実行するため運送業者又はその他の代理人に代金を支払って頼むことができるが、そうしたとしても、必ずしも輸出者から順守の責務を取り除くことはない。

(b) ルーティッド輸出取引

EARのすべての条項(EAR § 744で見出せる最終用途及び最終需要者規制、及びEAR § 736で見出せる一般禁止事項を含む)は、ルーティッド輸出取引に適用される。米国の主たる受益者は、輸出者であって、かつ、輸出許可の典拠(輸出許可、許可例外又はNLR)を確定し、更に適切な輸出許可又はその他の認可を得なければならない。ただし、米国の主たる受益者が、外国の主たる受益者から以下の内容についての責務を明確に引き受ける書面を取得している場合を除く：

外国の主たる受益者の米国の代理人をEARでいう輸出者とする事、並びに外国の主たる受益者が輸出許可要求事項を確定し、かつ、輸出許可の典拠を取得すること。

1つの書面で、同じ主たる当事者間の複数の取引をカバーすることができる。EAR § 748.4(a)(3)を参照してください。

(c) 情報の共有要求事項

外国の主たる受益者が輸出許可の典拠を確定し取得する責務を引き受けるルーティッド輸出取引において、米国の主たる受益者は、請求があり次第、この外国の主たる受益者及びその運送業者又はその他

の代理人に、正確な輸出規制分類番号（ECCN）又は番号分類を判定するのに十分な技術情報を提供しなければならない。更に、米国の主たる受益者は、この外国の主たる受益者又はこの外国の主たる受益者の代理人に、輸出許可の典拠の判定に影響を与えることがわかっているどんな情報も提供しなければならない、EAR § 758.1(g)を参照してください。

(d) 委任状又はその他の書面による権限付与

ルーティッド輸出取引において、外国の主たる受益者を代理したり、外国の受益者に代わって輸出許可を申請する運送会社又はその他の代理人は、この外国の主たる受益者から、彼らの代理として行動するための委任状又はその他の書面による権限付与を入手しなければならない。EAR § 748.4(b)(2)及び§ 758.1(h)を参照してください。

§ 758.4 輸出許可証の使用

(a) 輸出許可証はどの港からの出荷であっても有効である

BIS より発行された輸出許可証は、その許可証が別途記述していない限り、米国のどの輸出港からの輸出も認可する。1つの港で米国を離れ、隣接する外国領土を横切り、そして外国に輸出される前に米国の他の港に再入国する品目は、立ち寄った最後の米国の輸出港からの輸出として取扱われる。

(b) 有効期限が切れた輸出許可証による出荷

輸出許可証に記載された有効期日の 24 時迄に米国の最終輸出港からまだ出航しなかった輸出許可が必要な品目は、その出荷が本節の (b) (1) 又は (b) (2) 項の要求事項に合致しない限り、この輸出許可証のもとに輸出することはできない。

(1) BIS が延長を許可している場合；又は

(2) 輸出許可証に記載された有効期日の 24 時以前に、当該品目が次のいずれかの状態にある場合：

(i) 船に積み込まれていた；

(ii) 貯蔵のためではなく船積みの準備ができて埠頭に置かれており、船積みの準備ができて埠頭に停泊している船舶への出札がされていた；又は

(iii) 輸出許可証が有効期限切れになる前に、船舶が船積みのために埠頭に入っている予定であったが、予期せぬ不測の事情によりそれが遅れ、BIS 又は米国税関が、もし輸出許可の延長が要求された場合、結果として過度の困難が生じると判断している。

(c) 引渡しされなかった品目の再出荷

荷受人が、運送業者が引渡しできなかった理由で、輸出許可のもとに行なわれた輸出品を受け取らなかった場合、輸出者は、輸出許可証に記載された数量と価額と同じ限度を超えないことを条件として、同じ輸出許可証のもとに同じ荷受人及び仕向先に対して、同様の品目又は同一の品目を再出荷することができる。品目が当初の荷受人以外の者に再出荷される場合、当該出荷は新たな輸出としてみなされ、新規の輸出許可証が必要となる。再出荷をする前に、当初の輸出の十分な証拠及び引渡しができなかったことの十分な証拠を、引渡しができなかったことの十分な説明と一緒に、輸出者により以下の宛先に提出されなければならない：

米国商務省産業安全保障局業務部 Room 2099B

14th Street & Pennsylvania Avenue, N.W. Washington, D.C. 20230

(d) 認可された名称変更を伴う輸出許可を背景にした輸出

あなたが EAR § 750.7(c)(2)に基づいて認可された名称変更を伴う輸出許可を背景にして輸出しようとする場合、その輸出許可を使用する前に、あなたは、AES のそれぞれの名称フィールド（例えば、AES の USPP1[米国の主たる受益者]の名称フィールドに、この様式（“[新しい名称]f. k. a. [Formerly known as: 旧称] [元の名称]”）で新しい名称に続いて元の名称を付け加えることが義務付けられている。こ

の報告要求事項は、AES での電子輸出情報 (EEI) の権限を与えられた提出者によって遂行されることになる。義務付けられてはいないが、輸出者は、EAR § 750.7(c) (2) に従って、重要でない名称変更を承認する BIS の書面による返答のコピーを含めることができる。名称変更が認可される時まで輸出許可を背景にして品目がすでに輸出された場合、あなたは AES で、この追加情報を報告することは義務付けられていないが、それでも EAR § 762 の記録保管要求事項に従わなければならない。

§ 758.5 書類の整合性及び品目の荷揚げ

(a) 目的

本節の目的は、輸出許可を受けた品目が輸送中或いは輸送以降において、転用されることを防ぐことにある。品目が輸出許可証に記載された最終荷受人又は最終需要者以外の国に荷揚げされる場合の当事者の義務についても明らかにするものである。

(b) 書類の整合性

輸出許可証が BIS によって発行された場合、関連する輸出管理書類 (例えば、電子輸出情報 (EEI)、積荷証券若しくは航空貨物運送状) に記載される情報は、輸出許可証と一致していなければならない。

(c) 積荷証券又は航空貨物運送状の発行

(1) 最終荷受人又は最終需要者の国内の港

いかなる者も、輸出許可を受けた品目を、BIS の輸出許可証及び EEI の申告に記名された中間荷受人、最終荷受人、又は最終需要者の国以外の外国の港への引渡しについて記載する積荷証券又は航空貨物運送状を発行してはならない。

(2) 荷主が選択できる荷揚げ港

(i) 輸出許可された品目

荷主が選択できる荷揚げ港への、輸出許可された品目の引渡しについて記載する積荷証券又は航空貨物運送状は、いかなる者も発行することができない (ただし、すべての選択できる港が、最終仕向国の国内にある場合、又は BIS の輸出許可証及び EEI の申告に記載されてる場合を除く)。

(ii) 輸出許可が不要な品目

輸出許可が不要な品目の出荷については、その選択できる港が、当該品目が輸出許可なしに輸出されることもできた国にある限りにおいて、輸出者は、EEI の申告及びその他の輸出管理書類に、荷主が選択できる荷揚げ港を指定することができる。

(d) 品目の引渡し

いかなる者も、BIS の書面による事前の認可なしに、BIS の輸出許可証及び EEI の申告に記名された中間荷受人、最終荷受人、又は最終需要者の国以外の国に品目を引渡ししてはならない (ただし、運送会社の管理範囲を超える理由による場合 (例えば、天災、海難、運送会社の被害、ストライキ、戦争、政治的動乱又は暴動) を除く)。

(e) 予定外の荷揚げの手続き

(1) 輸出許可が不要な国での荷揚げ

品目が、BIS より発行される輸出許可証なしで輸出できる国に荷揚げされる場合、BIS への届出は不要である。しかし、当該品目を処分しようとする者は、引き続き、許可例外の条件及び制約、並びにその他の EAR の関連条項を順守しなければならない。

(2) 輸出許可が必要な国での荷揚げ

(i) 品目が、BIS の輸出許可を必要とする国に荷揚げする場合、いかなる者も、BIS の事前の書面による承認なしに、荷揚げされた国の市場への当該品目の引渡し又は投入を実施することができない。運送業者は、当該品目をその国の市場に持ち込まれないことを確実なものとするため、当該

品目を保護預りにするか、保税倉庫又はその他の保証のもとに置かなければならない場合がある。それに加えて、運送業者は、予定外の荷揚げが行われた日から 10 日以内の、輸出者がその報告書を提出できる時間内に、輸出者及び BIS に予定外の荷揚げの報告をしなければならない。輸出者は、予定外の荷揚げが行われた日から 10 日以内に、郵送、ファックス又は電子メールのいずれかを用いて、BIS に事実を報告し、その処分の認可を要請しなければならない。BIS への報告書には、次の事項を含まなければならない：

- (A) 進路を変えた積荷の積荷目録のコピー；
- (B) 荷揚げ場所の特定；
- (C) 荷揚げが必要であった理由を説明する申し立て；並びに
- (D) 当該品目の処分案、及びその処分についての BIS による許可の要請。

(ii) 連絡先情報

米国商務省、産業安全保障局、輸出者支援部、Room 2099B、
14th and Pennsylvania Avenue, N.W., Washington, D.C. 20230;
Tel : (202) 482-0436 fax : (202) 482-3322; 及び
電子メールアドレス : rpd2@bis.doc.gov

§ 758.6 仕向地規制文 (Destination Control Statement) 及び議会に提出されるその他の情報

- (a) 輸出者は、商務省規制品リストに掲載される品目が出荷される場合（すなわち、有形の形で輸出される場合）はいつでも、コマーシャルインボイスの必要不可欠な部分として以下の情報を組み込まなければならない（ただし、出荷（すなわち、有形の輸出）が、許可例外 BAG 又は GFT (EAR § 740 参照) のもとに行うことができる場合又は品目が EAR99 に指定される場合を除く)：

(1) 以下のステートメント：

“これらの貨物は米国政府により規制されており、ここで特定されている最終荷受人又は最終需要者による使用のために最終仕向国に輸出することが許可されたものである。これらの貨物は、最初に米国政府の承認を取得することなく、又は米国の法律及び規則で別途認可されることなく、その物品本来の形態で或いは他の最終品目に組み込まれた後の形態のいずれであっても、認可された最終需荷受人又は最終需要者以外のいかなる国或いはいかなる者にも、再販売、移転、又はその他の形態で処分されてはならない”；並びに

- (2) 出荷される（すなわち、有形の形態で輸出される）9x515 又は“600 シリーズ”の品目については、ECCN(s)。

(a) 項の注 1： (a) (1) 項において、用語‘許可された’には、輸出許可不要 (NLR) のもとに指定される輸出、再輸出及び移転（国内における移転）が含まれる。

(a) 項の注 2： フレーズ‘最終仕向国’とは、コマーシャルインボイスで指定される国であって、最終荷受人又は最終需要者が“輸出品”としての品目を受け取る国をいう。

(a) 項の注 3： EAR には輸出許可の特定の適用除外（例えば、EAR の許可例外及び NLR の指定）を含んであり、また、含んでいる規制成分が de minimis 量未満の非米国製品目は規制していないので、‘国の法律及び規則で別途認可される’のフレーズが含まれている。§ 734.4 及び § 748 付則 2 を参照のこと。

(b) [Reserved]

§ 758.7 通関手続中の積荷に対する輸出執行部、産業安全保障局、税関、及び郵便局長の権限

(a) EAR の順守を確実にするための措置

BIS、輸出執行部及び米国税関の担当官並びに郵便局長（郵便局職員を含む）は、EAR の順守を確実にするための適切な措置をとる権限が与えられており、指示されている。これには、次のことを確実にすることを含む：

- (1) BIS により発行された輸出許可証のない輸出は、輸出管理規則の輸出許可要求事項の適用範囲外で

- あるか、許可例外によって認可されるかのいずれかであること；並びに
- (2) BIS により発行された輸出許可証により認可されていると主張する輸出は、実際に、そのように認可されており、かつ、その取引は当該輸出許可証の条件に従っていること。

(b) 措置の種類

本節の (a) 項で指定される担当官は、次の種類の措置をとる権限を有している：

(1) 品目の検査

(i) 検査の目的

輸出申告されたすべての品目は、電子輸出情報 (EEI) の申告 (又は、EEI の申告がなければ、輸出されようとしている品目を包含する積荷証券又はその他の積荷書類) で指定される品目、及びそれらの価額及び数量を検証し、かつ、輸出管理規則のその他の条項の順守を確かめる目的で、検査を受ける。この権限は、このような輸出が BIS により発行される輸出許可証が必要か否かに関わらず、輸出管理法又は輸出管理規則の適用範囲にあるすべての輸出に適用される。検査は、これに限定されるものではないが、品目の確認、技術的鑑定 (分析) 又はその両方を含む。

(ii) 検査の場所

検査は、船積みの場所又はこれらの検査を行う権限を与えられた担当官がその目的のために配置されている場所で行なわれる。

(iii) 技術的確認

検査を行なう担当官の判断において、品目が適切に確認できない場合、さらに詳細な調査、又は実験室での分析のため、サンプルを取得することができる。

(A) サンプルの取得

サンプルは、検査を行なう担当官によって、輸入される製品のサンプリング条項に従って取得される。サンプルのサイズは、確認又は分析に必要な最小限の標本量とする。これは、当該物質の物理的状態 (固体、液体又はガス) 及び容器のサイズと形状のような要素によって決まる。

(B) 輸出者及び荷受人への通知

サンプルが採取される場合、輸出者 (又は輸出者の代理人) 及び最終荷受人は、本節の (a) 項で指定される担当官の 1 人から、当該品目の輸出港、サンプリング日、(もし、あれば) 輸出許可証番号又はその他の典拠、インボイス番号、サンプルが採取された量、品目の説明、マーク及び梱包ケースの番号、及び製造者番号を示す書状で通知される。原本の書状は、輸出者又は輸出者の代理人に送られ、写しは開梱されたコンテナの中に入れられ、そして 3 通目は検査事務所により保管される。

(C) サンプルの処分

サンプルは、輸入された貨物に対する米国税関手続きに従って処分される。

(2) 書類検査

(i) 全般

本節の (a) 項で指定される担当官は、輸出者又はその代理人、輸出運送業者のオーナー及び経営者又はその代理人に、インボイス、注文書、信用状 (L/C)、検査報告書、パッキングリスト、船積書類及び指示書、通信文及びその他の関連書類を検査又はコピーのために提出することに加えて、輸出されている或いは輸出されようとしている個々の積荷に関するその他の情報を提供することを要求する権限が与えられている。

(ii) 弾薬莢及び砲薬莢のスクラップ

弾薬莢及び砲薬莢が米国からスクラップとして (これらが加熱、火炎処理、圧搾、破碎、切断されているか否かを問わない)、輸出されようとしている場合、米国税関は、輸出者に対して、すべての取引関係者の身元と関係に関する情報を提供すること並びに輸出管理規則の条件が満たされていること及び船積みされた物質がスクラップであることを確かめるため、軍隊による入札申込

書のコピーを提示することを要求する権限を有している。

(3) 個人質問

本節の (a) 項で指定される担当官は、輸出運送業者のオーナー又は経営者及びその運送代理店に加えて輸出者及び輸出者の代理人に、輸出される或いは輸出されようとしている個々の積荷に関して質問を行なう権限を有している。

(4) 船積みの禁止

本節の (a) 項で指定される担当官は、米国からの輸出又は移転が輸出管理規則に反すると確信する妥当な根拠を有する時はいつでも、輸出運送業者に対して品目の船積みを禁止する権限を有している。

(5) 輸出運送業者の検査

米国税関は、輸出管理規則に反して米国から品目が輸出又は移転されるもくろみがあるか、輸出又は移転されようとしているかを裁定するために、いつでも輸出運送業者を検査及び搜索する権限を有している。輸出執行部の担当官は、米国税関の同意を得て、このような検査を実施することができる。

(6) 押収及び留置

税関担当官は、輸出管理規則に違反して品目が輸出することが企てられている時はいつでも、或いは品目が EAR に違反して輸出されるもくろみがあるか、輸出されようとしているか、輸出されたことを知っているか、そのように確信するかなり確かな根拠を有する時はいつでも、米国法典第 22 編 § 401（以降参照）のもとに、当該品目を押収し、留置する権限を有している。押収された品目は没収の対象である。品目を押収又は留置する税関の担当官の権限に加えて、税関の担当官と輸出執行部の担当官の双方は、輸出されようとしている品目をカバーする AES 記録、(AES 記録がなければ) 積荷証券又はその他の積荷書類の審査のため、或いは当該品目の物理的な検査のため、留置された積荷を押収する措置が EAR の順守を確めるために必要とみなされる場合はいつでも、当該措置を実施する権限を有している。

(7) 輸送船等の出航の阻止

米国税関は、EAR に違反して輸出されるもくろみがあるか、輸出されようとしているか、輸出された品目を、輸出する際に若しくは輸出を試みる際に使用されたか若しくは使用されようとしている船舶又は輸送車又は輸送機について、通関手続の前後のいずれにおいても、米国法典 22 編 § 401（以降参照）のもとに押収し、留置する権限を有している。

(8) 荷降ろし命令

米国税関は、品目が EAR に反して米国から品目が輸出又は移転されるもくろみがあるか、輸出又は移転されようとしていると確信する妥当な根拠を有する時はいつでも、輸出運送業者から当該品目の荷降ろしを行なう権限又は荷降ろしを命ずる権限を有している。

(9) 品目の返送命令

積荷の検査が行なわれることを通知した後、米国税関、輸出執行部又は BIS の職員に、当該積荷を検査する十分な機会を提供することなく、輸送船等が出港した場合、輸出運送業者及び輸出運送業者の代理店のオーナー又は経営者は、その輸出運送業者によって輸出された品目を返送し、これらを検査に利用させることを命じられる場合がある。

(10) 通関手続の時間と場所の指定

米国税関は、米国の輸出品が、陸上輸送により米国に隣接する国に移動できる時間と場所を指定する権限を有している。

§ 758.8 BIS、輸出執行部又は税関の指示による積荷の返送又は荷降ろし

(a) 輸出運送業者

本節で用いられる場合、用語“輸出運送業者”には、中継ぎ又は取次ぎ運送会社に加えて、船舶、航空機若しくはその他の種類の輸送手段のオーナー、用船契約者、代理人、船長、又はその他の担当者を含む（当該者が米国内に所在しているか、外国に所在しているかを問わない）。

(b) 積荷の返送又は荷降ろしの命令

米国からの個々の輸出に関連して、輸出管理規則の違反が起こったか、起こると確信する妥当な根拠がある場合、BIS、輸出執行部又は米国税関は、当該積荷の所有者又は管理者（輸出運送業者を含む）に、当該積荷を返送するか荷降ろしすることを命じることができる。このような者は、命令に応じて以下のいずれかを実施しなければならない：

- (1) 当該積荷を米国に返送するか、当該積荷を返送されるようにさせること；又は
- (2) 当該積荷を寄港地で荷降ろしを行い、BIS の事前の承認なしに外国の市場の中に持ち込まないために、保税倉庫又はその他の保証のもとに保護預りにすることを確実にする手段を講じること。本節でいうところにおいて、輸出運送業者の定義の範疇に含まれる者に命令書のコピーを提供することで、輸出運送業者への命令の十分な通知となる。

(c) 荷降ろしされた積荷に関する要求事項

BIS への報告、届出及び外国への品目の無許可の引渡し又は持ち込みの禁止に関する本章の § 758.5 (b) 及び (c) の条項は、本節の (b) (2) 項で規定するところにより、品目が寄港地で荷降ろしされる場合にも適用されるものとする。

(d) 通知

本節の (a) 項で定義する用語“輸出運送業者”の範疇に含まれる者により、船積みされた積荷、又はその他の状態で運送業者の所有下若しくは管理下にある積荷に関し、EAR の違反が起こったか、起こることを、発見次第、当該者は、以下の双方に直ちに通知しなければならない：

(1) 輸出執行部（以下の住所）：

米国商務省 H-4520 室

14th Street and Constitution Ave., N.W. Washington D.C. 20230

電話：(202) 482 1208 Fax：(202) 482-0964；及び

(2) 積荷の実際の所有者又は管理者

§ 758.9 その他の適用される法律及び規則

この § 758 の条項は、BIS により規制される輸出のみに適用される。この § 758 に含まれるどの条項も、その他の米国法又はこれらのもとに発行された規定及び規則（輸出申告書、AES 記録、及び積荷目録に適用されるもの、又は税関・国境警備局又は移民関税執行局の適用される規定及び規則を含む）を順守することから、何人をも免除するものではない。